

4 協同農業普及事業における規制改革への対応について

- 規制改革会議においては、平成19年12月に第2次答申を決定し、その中で普及事業の見直し（ア.情報の収集・利用・提供の実施、イ.経営指導に係る説明責任の明確化、ウ.普及事業の見直し）を提言。平成20年3月に同答申を踏まえて、政府の「規制改革推進のための3カ年計画」を改定。
- また、平成20年12月に第3次答申を決定し、その中で、改めて普及事業の見直しを提言。平成21年3月に同答申を踏まえて、政府の「規制改革推進のための3カ年計画」を再改定。
- 平成20年3月のガイドライン改正により措置済みとなっている第2次答申における指摘事項の一部（ア及びイ）以外の事項について、検討を進め、運営指針の改定等により対応していく必要。

規制改革会議委員

議長	草刈 隆郎	日本郵船株式会社取締役・相談役
議長代理	八田 達夫	政策研究大学院大学学長
委員	浅見 泰司	東京大学空間情報科学研究センター教授
	有富 慶二	ヤマトホールディングス株式会社取締役会長
	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事
	小田原 榮	東京都八王子市教育委員長
	川上 康男	株式会社長府製作所取締役社長
	木場 弘子	キャスター・千葉大学特命教授
	中条 潮	慶応義塾大学商学部教授
	富山 和彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO
	福井 秀夫	政策研究大学院大学教授
	本田 桂子	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパンディレクター
	松井 道夫	松井証券株式会社代表取締役社長
	米田 雅子	慶應義塾大学理工学部教授 NPO法人建築技術支援協会常務理事
(専門委員(農林水産業タスクフォース))		
	大泉 一貫	宮城大学大学院事業構想学研究科研究科長 宮城大学事業構想学部教授
	小松 正之	政策研究大学院大学教授
	昆 吉則	株式会社農業技術通信社代表取締役 「農業経営者」編集長
	本間 正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	梶山 恵司	富士通総研(株)経済研究所主任研究員

これまでの答申等の経過

19年5月30日 「規制改革会議第1次答申」(規制改革会議)

農業分野の指摘事項：生産食品・米の表示、品種開発に関する諸制度、品種登録、米の生産調整、水田協の透明性確保、区画整理・基盤整備事業、農業金融の円滑化、農協経営の透明化等

6月22日 「規制改革推進のための3カ年計画」(閣議決定)

12月25日 「規制改革会議第2次答申」(規制改革会議)

農業分野の指摘事項：農地政策、農業委員会、農業経営の再生、自立した農業経営の育成、認定農業者制度及び経営安定対策の適切な運用、米の受給調整システム、普及事業、農協経営の透明化、農業共済制度、品種開発の促進、野菜・砂糖・でんぷん糖の価格調整等

20年3月25日 「規制改革推進のための3カ年計画(改定)」(閣議決定)

12月22日 「規制改革会議第3次答申」(規制改革会議)

農業分野の指摘事項：食料自給率、農地政策、農業委員会、米の需給調整システム、経営対策・担い手対策、リース事業、普及事業、農業共済制度、生鮮食品の栄養表示、米の品種等の表示制度、育成者権、酪農経営、農協経営の透明化等

21年3月31日 「規制改革推進のための3カ年計画(再改定)」(閣議決定)

II 重点計画事項

平成20年3月25日閣議決定

6 農林水産業 (1) 農業分野 ⑦ 普及事業の見直しについて

ア 情報の適切な収集・利用・提供の実施【平成19年度措置】

普及指導員が取得・収集する情報の中には、企業秘密あるいは知的財産としての保護が必要な情報が含まれている場合があり、この扱いを間違えば、情報を提供した農業経営者の経営に大きな支障を与える可能性もある。

普及指導員には公務員であることから守秘義務が課せられており、従来から他に提供する場合には情報を提供した農業経営者に了解を得るなどの対応を行っているとしているが、他方で、外部に提供して欲しくない情報を許可なく他に提供されたという指摘があるのも事実である。

したがって、例えば、国が、普及指導員による適切な情報の収集・利用・提供の在り方についての指針を示すなど、必要な措置を講ずる。

イ 経営指導に係る説明責任の明確化【平成19年度措置】

普及指導員は営農支援の一環として、新技術等の導入による経営計画の策定についての支援、経営分析についての支援の他、認定農業者の認定取得に向けた経営改善計画の作成についても支援を行っている。

他方で、農業経営者は自ら収集した情報等も併せ自らの責任で最終的な経営判断をしているため、普及指導員による指導内容を実践することに伴う経営上の損失については、原則として、行政側に責任が生じるものではないとしている。

しかしながら、経営規模の拡大や業務拡大の計画に関する指導については、拡大に伴い多額の資金調達などを要し、その成否によっては、経営の継続自体が困難となるようなリスクを含んだ内容のものもあるが、そのような重要な経営指導を普及指導員が行った場合、指導対象となる農業経営者にその経営リスクについての十分な認識がなされていない場合もあると考えられる。また、農業現場においては、普及指導員の言葉を重く受け止める農業経営者も多く、普及指導員からの情報提供やコメントを、農業経営者の側において、経営計画そのものの公的承認と誤解する可能性も否めない。

したがって、普及指導員が経営の継続自体が困難となるようなリスクを伴う経営指導を行う場合は、併せて当該リスクについての注意喚起を適確に行うなど、その説明責任を十分に果たすよう、必要な措置を講ずる。

ウ 普及事業の見直し【平成20年度検討、平成21年度結論】

現在、農業経営者が普及指導員に求める役割は、新技術の導入等に係る指導に加え、消費者やマーケットのニーズを敏感に感知し、それに向けて対応する、また、差別化を図るスピーディな経営の展開に必要な情報の提供であり、その展開を最も効率的に実現するためのアドバイスやコンサルティングであるが、こうした農業経営者のニーズの高度化・多様化に現在の普及事業が十分に対応できているとは言い難い。

したがって、今後の普及事業については、現在、農業経営者が普及指導員に求める役割を踏まえた上で、農業経営者からの指導ニーズが高い技術分野に特化したスペシャリスト化を図るなど、普及指導員が大幅に減少する中で継続可能な普及事業の方向性を検討し、結論を得る。

II 重点計画事項における規制改革

平成21年3月31日閣議決定

4 農林水産業（1）農業分野 ⑤ 普及事業の見直しについて

ア 普及事業の効率的・効果的推進に向けた見直し【平成21年度措置】

農業経営者にとって必要な経営情報や技術情報は、過去においては入手困難なものであっても、今やインターネットなどを利用することにより容易に入手できるものが多い状況にある。

一方、普及事業においては、農業は他産業と異なり、新技術の導入に当たって地域条件に応じた調整・改良が必要となるため、単なる情報提供のみによって技術の導入・定着を進めることは困難であるとの理由により、普及指導員の活用が必要であるとしている。さらに、今後は、農業技術のみならず、消費者・実需者ニーズに応じた生産の展開に向け、マーケティングを含めた農業生産から販売に至る総合的な支援を行うことが必要としている。

農業経営者のニーズは経営活動であるマーケティングや販売活動に関する支援にまで多様化・高度化しているが、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」において触れられたとおり、経営判断そのものはあくまでも農業経営者自らが行うものとの認識の下、普及指導員が支援を行う際には自らの役割について慎重に考えるべきである。

政策として農業経営を支援する必要性はあるが、既に一部の経営情報などは容易に入手し、利用可能な環境にあるため、公的事業としての情報提供は、農業経営者が入手困難な、国内外を含めた農業特有の技術に関する情報などに特化する必要がある。技術の習得などを公的事業として支援するならば、研修会を開催するとともに、個々の普及指導員が個別に指導することと適切に組み合わせて、より一層効率的に行う必要がある。

また、農業経営者を含む幅広い者による外部評価の導入を進めるとともに、民間の知見をより積極的に活用して、効果的な活動推進を図る必要がある。

したがって、次に掲げる論点について検討し、結論を得る。(Ⅲ農水ア(ウ)⑱d)

- a 技術情報などの収集・提供の在り方
- b 普及指導員のマーケティング等に関する支援を含む経営指導と農業経営者の経営判断に関する責任の所在、その範囲
- c 効率的な普及指導の在り方
- d 普及指導員の活動に対する外部評価の導入
- e 普及指導員のアドバイザー機能の発揮に向けた運営体制の在り方